別表第一の二

一～十二　（略）	
十三	審判、再審及び判定に係る手続（第十条第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号、第四十六号、第四十七号、第五十一号から第五十三号まで及び第六十五号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）並びに別表第一の二の四、五、七、九及び十一の項に掲げるものを除く。）
十四～十七　（略）	
十八	特許法第十七条第一項若しくは第三項、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）
十九～四十一　（略）	
四十二	特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出（第十三条第三項の規定による提出ができないものを除く。）
四十三～六十二　（略）	
六十三	法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項及び第三項に規定する方法（同項に規定する方法にあっては、同条第二項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認めるものに限る。）によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求
六十四～百二十一　（略）	
百二十二	第十九条第一項（同項第一号、第一号の二、第十四号の二及び第十七号を除く。）の規定による物件の提出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。）
百二十三～百二十七　（略）	

別表第一の二

一～十二　（略）	
十三	審判、再審及び判定に係る手続（第十条第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号から第四十七号まで、第五十一号から第五十三号まで及び第六十五号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）並びに別表第一の二の四、五、七、九及び十一の項に掲げるものを除く。）
十四～十七　（略）	
十八	特許法第十七条第一項若しくは第三項、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）
十九～四十一　（略）	
四十二	特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出
四十三～六十二　（略）	
六十三	法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求
六十四～百二十一　（略）	
百二十二	第十九条第一項（同項第一号、第一号の二及び第十七号を除く。）の規定による物件の提出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。）
百二十三～百二十七　（略）	